

改定前	改定後
<p style="text-align: center;"><u>三井住友銀行のファームバンキングサービス(外為関係)利用規定</u> (2024年4月改定)</p> <p><b>4. データ伝送サービス</b></p> <p>(2) データ伝送依頼の確認</p> <p>契約者は、前項のデータ伝送依頼を行った後、ただちに外為関係申込書内「4. お申込サービス内容」の(3)①において指定した方法で、依頼明細データにおける送金指定日(信用状開設の場合は開設希望日、信用状条件変更の場合は条件変更依頼日を指す。)、通貨毎の合計件数および合計金額(以下「合計件数・合計金額」という。)その他の当行所定事項の確認のための連絡(以下「確認連絡」という。)を行ってください。ただし、パソコンによる確認連絡は、サービスや端末の種類により利用できない場合があります。</p> <p>① パソコンによる確認連絡の場合</p> <p>ア. 契約者は、企業コード、会社コード、通信暗証等当行所定の事項を当行所定の当行事務センター宛送信してください。(この送信がなされた端末を以下「送信端末」という。)</p> <p>イ. 当行が認識した企業コード、会社コードおよび通信暗証が、外為関係申込書内「2. 企業コード」欄に記載の企業コード、外為関係申込書内「3. サービス利用口座(外為口座番号)」欄に記載の会社コードおよび契約者が当行に届け出た通信暗証と一致した場合は、当行は契約者からの依頼とみなし、前項に基づき当行が受信した依頼明細データのうち、送金指定日、通貨毎の合計件数・合計金額を、送信端末へ返信します。</p> <p>ウ. 契約者は、返信された内容を確認の上、依頼内容が正しい場合には、ただちに通信暗証および事前に当行と取り決めた承認暗証を当行所定の当行事務センター宛返信してください。</p>	<p style="text-align: center;"><u>三井住友銀行のファームバンキングサービス(外為関係)利用規定</u> (2024年11月改定)</p> <p><b>4. データ伝送サービス</b></p> <p>(2) データ伝送依頼の確認</p> <p>契約者は、前項のデータ伝送依頼を行った後、ただちに外為関係申込書内「4. お申込サービス内容」の(3)①において指定した方法で、依頼明細データにおける送金指定日(信用状開設の場合は開設希望日、信用状条件変更の場合は条件変更依頼日を指す。)、通貨毎の合計件数および合計金額(以下「合計件数・合計金額」という。)その他の当行所定事項の確認のための連絡(以下「確認連絡」という。)を行ってください。ただし、パソコンによる確認連絡は、サービスや端末の種類により利用できない場合があります。</p> <p>① パソコンによる確認連絡の場合</p> <p>ア. 契約者は、企業コード、会社コード、通信暗証等当行所定の事項を当行所定の当行事務センター宛送信してください。(この送信がなされた端末を以下「送信端末」という。)</p> <p>イ. 当行が認識した企業コード、会社コードおよび通信暗証が、外為関係申込書内「2. 企業コード」欄に記載の企業コード、外為関係申込書内「3. サービス利用口座(外為口座番号)」欄に記載の会社コードおよび契約者が当行に届け出た通信暗証と一致した場合は、当行は契約者からの依頼とみなし、前項に基づき当行が受信した依頼明細データのうち、送金指定日、通貨毎の合計件数・合計金額を、送信端末へ返信します。</p> <p>ウ. 契約者は、返信された内容を確認の上、依頼内容が正しい場合には、ただちに通信暗証および事前に当行と取り決めた承認暗証を当行所定の当行事務センター宛返信してください。</p>

改定前	改定後
<p>エ. 契約者は、ファームバンキングサービス(外為関係)契約締結後ただちに、当行に届け出た外為関係申込書に記入した承認暗証を端末を用いて所定の方法で変更してください。承認暗証は、契約者の責任において厳重に管理してください。</p> <p>② ファクシミリによる確認連絡の場合</p> <p>ア. 契約者は、当行所定の依頼書(以下「依頼書」という。)に所定の事項を記入の上、外為関係申込書の取扱店または当行指定のファクシミリ番号宛にファクシミリにより送信してください。契約者は、依頼書を依頼書記載の一連番号順に使用するものとします。</p> <p>イ. 依頼書が、汚損等で使用不能となった場合には、依頼書にその旨記載の上、外為関係申込書の取扱店または当行指定のファクシミリ番号宛にファクシミリにより送信してください。また、契約者は依頼書を紛失した場合、当行所定の紛失届を提出してください。</p> <p>(3) データ伝送依頼の確定</p> <p>① 以下のいずれかの場合には、当行は正当な契約者からのデータ伝送依頼が確定したものとみなし、送金指定日に当行所定の方法で外国送金手続、信用状開設手続、または信用状条件変更手続を行います。</p> <p>ア. パソコンによる確認連絡の場合</p> <p>前項に基づくパソコンによる確認連絡における通信暗証および承認暗証が、外為関係申込書内「4. お申込サービス内容」の(3)①に記載のデータ伝送完了時限までに当行に到達し、依頼者が当</p>	<p>エ. 契約者は、ファームバンキングサービス(外為関係)契約締結後ただちに、当行に届け出た外為関係申込書に記入した承認暗証を端末を用いて所定の方法で変更してください。承認暗証は、契約者の責任において厳重に管理してください。</p> <p>② ファクシミリによる確認連絡の場合</p> <p>ア. 契約者は、当行所定の依頼書(以下「依頼書」という。)に所定の事項を記入の上、外為関係申込書の取扱店または当行指定のファクシミリ番号宛にファクシミリにより送信してください。契約者は、依頼書を依頼書記載の一連番号順に使用するものとします。</p> <p>イ. 依頼書が、汚損等で使用不能となった場合には、依頼書にその旨記載の上、外為関係申込書の取扱店または当行指定のファクシミリ番号宛にファクシミリにより送信してください。また、契約者は依頼書を紛失した場合、当行所定の紛失届を提出してください。</p> <p>③ 照合ファイルによる確認連絡の場合</p> <p>契約者は、所定のXML形式ファイル(以下「照合ファイル」という。)に所定の事項を記入の上、当行指定の宛先(AnserDATAPORT)に照合ファイルを送信してください。</p> <p>(3) データ伝送依頼の確定</p> <p>① 以下のいずれかの場合には、当行は正当な契約者からのデータ伝送依頼が確定したものとみなし、送金指定日に当行所定の方法で外国送金手続、信用状開設手続、または信用状条件変更手続を行います。</p> <p>ア. パソコンによる確認連絡の場合</p> <p>前項に基づくパソコンによる確認連絡における通信暗証および承認暗証が、外為関係申込書内「4. お申込サービス内容」の(3)①に記載のデータ伝送完了時限までに当行に到達し、依頼者が当</p>

改定前	改定後
<p>行に届け出た通信暗証 および事前に当行と取り決めた承認暗証と一致した場合</p> <p>イ. ファクシミリによる確認連絡の場合 前項に基づく依頼書が外為関係申込書内「4. お申込サービス内容」の(3)①に記載のデータ伝送完了時限までに当行に到達し、依頼書記載の一連番号が正当な順序であり、かつ依頼書記載の会社名、送金指定日および通貨毎の合計件数・合計金額と、外為関係申込書の会社名、上記(1)に基づき当行が受信した依頼明細データにおける送金指定日および合計件数・合計金額が一致した場合</p> <p>② 前号のデータ伝送依頼の確定後はデータ伝送依頼の取消・変更はできません。</p>	<p>行に届け出た通信暗証 および事前に当行と取り決めた承認暗証と一致した場合</p> <p>イ. ファクシミリによる確認連絡の場合 前項に基づく依頼書が外為関係申込書内「4. お申込サービス内容」の(3)①に記載のデータ伝送完了時限までに当行に到達し、依頼書記載の一連番号が正当な順序であり、かつ依頼書記載の会社名、送金指定日および通貨毎の合計件数・合計金額と、外為関係申込書の会社名、上記(1)に基づき当行が受信した依頼明細データにおける送金指定日および合計件数・合計金額が一致した場合</p> <p>ウ. 照合ファイルによる確認連絡の場合 前項に基づく依頼書が外為関係申込書内「4. お申込サービス内容」の(3)①に記載のデータ伝送完了時限までに当行に到達し、依頼書記載の一連番号が正当な順序であり、かつ依頼書記載の会社名、送金指定日および通貨毎の合計件数・合計金額と、外為関係申込書の会社名、上記(1)に基づき当行が受信した依頼明細データにおける送金指定日および合計件数・合計金額が一致した場合</p> <p>② 前号のデータ伝送依頼の確定後はデータ伝送依頼の取消・変更はできません。</p>